

互助会からのお知らせ**会員証の記載事項に変更はありませんか？**

会員証の氏名及び被扶養者欄に変更があるときは、共済組合への書類（被扶養者認定・取消申告書、記載事項等変更申告書）提出時に、互助会の会員証も添付くださるようお願いいたします。

なお、互助会で認定している被扶養者は、共済組合と同じです。

また、会員証の被扶養者欄に互助会の認印のない方は、指定宿泊施設の補助対象となりませんので、記載事項に変更がある場合は、互助会へ会員証の提出をお願いします。

会員証の被扶養者欄の例

- ⇒ × 二重線で取消を受けているため、対象外
- ⇒ ○ 認印略の印字があるため対象
- ⇒ ○ 互助会認印があるため対象
- ⇒ × 認印ではなく、私印を押印しているため対象外
- ⇒ × 認印略の印字又は、互助会公印が無い場合対象外

指定宿泊施設の利用について

指定宿泊施設（東京都内の施設を除く。）を利用する際は、宿泊日当日、フロントに会員証を提示の上、利用者名簿に記入することとなっております。

会員でない方や被扶養者ではない方は補助を受けることはできません。

会員証を紛失した場合は、互助会会員証再交付申請書を提出してくださるようお願いいたします。

貸付手数料率の引き下げについて

「生活資金貸付」と「つなぎ融資貸付」の手数料率を平成30年4月から
年2.72% → 年1.32% へ引き下げしました。

区分	生活資金貸付	つなぎ融資貸付
貸付事由	会員が生活設計のために資金を必要とするとき	公立学校共済組合から特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするとき
貸付金額	10万円～50万円	共済組合貸付決定額
提出書類	- 生活資金貸付申込書 - 生活資金貸付借用証書 - 生活資金貸付に係る個人情報の取扱いに係る同意書	- つなぎ融資貸付申込書 - つなぎ融資貸付借用証書 - 共済組合が発行する「送金時期通知書」
締切日及び送金日	- 毎月月末締切 翌月10日送金 - 毎月15日締切 25日送金	締切日なし（希望日に送金）
償還方法	貸付月の翌月より給与から控除されます。	共済組合から直接互助会に償還されます。手数料は、つなぎ貸付金送金額から相殺のうえ送金します。

申込書等の様式が新しくなりましたので、ご注意ください。

また、新様式は、互助会のホームページからダウンロードすることもできます。

青森県教職員互助会 017-734-9914